|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （表面）  年　　月　　日  （宛先）大田区長  住　所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先　電話番号　　　（　　　）  　　　　　　　　　（法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名）  証　票　交　付　申　請　書旅館業営業許可申請書  大田区住宅宿泊事業に関する規則第６条第１項の規定により証票の交付について、下記のとおり申請します。  記  記 | | | | | | |
|  | １ | 住宅の名称 |  | | |  |
| ２ | 住宅の所在地 |  | | |
| ３ | 住宅における大田区住宅宿泊事業法施行条例第３条各号に掲げる措置の体制 | | 別紙のとおり | |
| ４ | 住宅の届出番号（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第３条第１項に規定する住宅宿泊  事業を営む旨の届出を行った場合のみ） | |  |  |
| 添付書類　裏面のとおり | | | | | | |
|  | | | | | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 健康政策部収受印 | 料金収納済印　※ | 業種別手数料印 |
|  |  | 種別  　証票交付申請  ￥2,300  生活衛生課(環境) |

　　　　　　　　　　　　　※ 交付手数料は、交付申請又は交付のときに納入すること

|  |
| --- |
| （裏面）  添付書類  以下の書類を提出すること。ただし、上記の届出時に添付した書類があれば、当該書類については省略することができる（その内容に変更が生じていないものに限る。）。  (１)　近隣住民に対する事業計画の周知に係る記録（周知に使用した書面を含む。）  (２)　法第６条に基づく安全措置に関する書類  (３)　消防機関に消防法令の適合状況について相談等を行った旨を証する書類  (４)　申請者（法人の場合は役員）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市区町村の長の証明書  (５)　住宅の登記事項証明書  (６)　住宅が入居者の募集が行われている家屋に該当する場合は、入居者の募集の広告等入居者の募集が行われていることを証する書類  (７)　住宅が随時その所有者、賃貸人又は転借人の居住の用に供されている家屋に該当する場合は、随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類  (８)　住宅の図面（以下の内容を明示すること。①台所、浴室、便所及び洗面設備の位置②住宅の間取り及び出入口③各階の別④居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）のそれぞれの床面積）  (９)　申請者が賃借人である場合は、賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面  (10)　申請者が転借人である場合は、賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾したことを証する書面  (11)　住宅がある建物が分譲マンション等で人の居住の用に供する専有部分のあるものである場合は、専有部分の用途に関する規約の写し。ただし、規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類  (12)　申請者が住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託する場合は、管理受託契約の締結時に交付された書面の写し  (13)　定款又は寄付行為（申請者が法人の場合のみ）  (14)　登記事項証明書（申請者が法人の場合のみ）  (15)　法第４条第２号から第４号まで、第７号及び第８号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（申請者が法人の場合のみ）  (16)　法第４条第１号から第６号まで及び第８号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（申請者が個人の場合のみ。申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員）を含む。）  (17)　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法人である場合は、その法定代理人の登記事項証明書（申請者が個人の場合のみ） |